

平成30年度

— 第1回（定例・臨時） —

教育委員会議事録

開 会	平成30年 4月13日	17時25分				
閉 会	平成30年 4月13日	18時00分				
会 議 場 所	教育委員室					
委員出欠	花山院弘匡	出	佐藤 進	出	森本哲次	出
	高本恭子	出	上野周真	出		
議事録署名	教 育 長					
委 員	教育長職務代理者					
書 記	奈良県教育委員会事務局 企画管理室					

議 案 及 び 議 事 内 容

<p>次 第</p> <p>議決事項 1 奈良県教科用図書選定審議会に対する諮問事項について</p> <p>報告事項 1 平成30年4月人事異動の概要について</p> <p>報告事項 2 奈良県教科用図書選定審議会委員委嘱（任命）について</p> <p>報告事項 3 奈良県教科用図書選定審議会調査員の任命について</p> <p>報告事項 4 奈良県教育支援委員会委員の委嘱及び任命について</p>	<p>可 決</p> <p>承 認</p> <p>承 認</p> <p>承 認</p> <p>承 認</p>
<p>○吉田教育長「ただ今から、平成30年度第1回定例教育委員会を開催いたします。本日は委員全員出席で、委員会は成立しております。」</p>	
<p>○吉田教育長 「報告事項2および報告事項3については、文部科学省より教科書の選定が終了するまで非公開が求められているため、当教育委員会においても非公開議案として報告すべきものと考えます。委員のみなさまにお諮りします。いかがでしょうか。」</p> <p style="text-align: center;">※ 各委員一致で可決</p> <p>○吉田教育長 「委員の皆様の議決をいただきましたので、報告事項2および報告事項3については、非公開議案として報告いただくことといたします。」</p>	<p>可 決</p>
<p>議決事項 1 奈良県教科用図書選定審議会に対する諮問事項について</p>	
<p>○吉田教育長 「それでは、議決事項1『奈良県教科用図書選定審議会に対する諮問事項』について、ご説明をお願いします。」</p> <p>○深田学校教育課長 「平成30年度の奈良県教科用図書選定審議会の諮問事項について、ご説明します。</p> <p>本年度は、平成31年度から中学校及び特別支援学校中学部において全面実施される『特別の教科道徳』の教科用図書の採択が行われます。また、義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条により小・中学校の教科書は4年毎に採択をすることとなっており、本年は『特別の教科道徳』を除く小学校用の教科書の採択が行われます。さらに、特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級における教科用図書を採択する場合は、学校教育法附則第9条において、他の教科用図書を使用しても良いと規定されており、これらの教科用図書は毎年採択を行うことができるようになっています。</p> <p>これらの採択に関わって、奈良県内18の採択地区や学校への指導、助言、援助を行うために、県において教科用図書選定審議会を設置し、教科用図書の採択基準及び選定資料について、また県立中学校及び特別支援学校の採択について、諮問書案のとおり、選定審議会の意見を伺いたいと考えています。</p>	

議 案 及 び 議 事 内 容

諮問書案を読み上げます。

義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年12月21日法律第182号、以下無償措置法という）第10条、第11条、第13条及び第14条の規定により、市町村教育委員会及び国立・私立学校の校長が行う教科用図書の採択について、県教育委員会が行う指導、助言又は援助並びに県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について次の事項を諮問します。

(1) 小学校教科用図書（特別の教科道徳を除く）、中学校教科用図書（特別の教科道徳）、小・中学校特別支援学級及び特別支援学校、（小・中学部）教科用図書の採択基準及び選定資料について

(2) 平成31年度使用教科用図書の採択（県立中学校、特別支援学校(小・中学部)）についてです。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○吉田教育長 「変更点はないのですか。」

○深田学校教育課長 「はい。変わっておりません。」

○吉田教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、原案どおり承認してよろしいか。」

※各委員一致で可決

○吉田教育長 「議決事項1については可決いたします。」

報告事項1 平成30年4月人事異動の概要について

○吉田教育長 「それでは、報告事項1『平成30年4月人事異動の概要』について、ご報告をお願いします。」

○香河教職員課長 「平成30年4月人事異動の概要について、ご報告します。資料の1番に記載しております教職員人事異動方針のもと、人事異動を実施しました。異動の件数です。資料の3番ですが、退職を含む異動件数は、小・中学校1,141件、県立学校396件、事務局92件の合計1,629件となり、昨年と比べて80件の減となりました。

人事異動方針を踏まえまして、『平成30年4月教職員人事異動の重点項目』の実現に鋭意努めたところでございます。主な特徴について、2ページをお願いします。資料の7番です。小・中学校につきましては、この重点項目に掲げた市町村間交流の積極的な異動の推進に関して、人材育成の観点から多様な経験を積み重ねさせるため、採用後4年以上の初回異動者の、他市町村への異動を積極的に推進いたしました。また、そのほかの市町村間交流も積極的に行ったところでございます。他市町村への異動件数については、387件となり前年度に比べて41件の増でございました。

2点目でございます。女性管理職の登用につきましては、小中学校の女性管理職には、31名を新たに登用し、女性管理職は総数で83名となり前年に比べ14名の増となりました。全管理職に占める女性管理職の割合は、14.1%で前年に比べ2.4ポイントの増です。

3点目でございます。管理職、事務局指導主事等への若手教員の登用につきましては、小・中学校の教頭に45名、前年に比べ12名の増でございます。県教育委員会事務局には14名、市町村教

議 案 及 び 議 事 内 容

育委員会事務局には17名の若手教員の登用を行ったところです。

4点目でございます。校種間交流の促進では、9年間を見通した学習指導や生徒指導等小・中学校間の円滑な連携を進めるために、小・中学校間で51件の人事交流を進めました。また、小・中学校における特別支援教育の充実を目指し、小中学校と特別支援学校間で7件の校種間交流を行ったところです。

次に県立学校についてでございます。3頁目をご覧ください。地域・学科間、若手教員の異動、また多様な人材交流では、北部中部南部それぞれの地域間の人事交流を進めたところです。また、実業を中心とする専門学科と普通科の交流を35件行いました。市立の高等学校との交流では、奈良市立一条高校、大和高田市立高田商業高校との交流を行ったところです。

2点目でございます。特別支援学校におきましては、新規採用から4年以上の勤務者の異動、また異校種間の交流を推進しました。新規採用から4年以上の勤務者の異動は17件で、うち、障害種別の異なる学校間の異動は7件ございました。また、異校種間の人事交流では、高等学校と3件、小・中学校と7件行ったところです。

3点目でございます。管理職、事務局職員への若手教員の登用につきましては、県立学校から県教育委員会事務局に10名の若手教員の登用を行いました。

続きまして、新規採用についてでございます。資料4ページをお願いいたします。平成30年度の公立学校教職員の新規採用者数は、小学校教諭が165名、中学校教諭が82名、県立学校教諭が84名、養護教諭が12名、栄養教諭が6名、実習助手が3名、事務職員が12名で合計364名でございます。平成29年度と比べて9名の減となりました。平均年齢は26.3歳、最高齢は50歳です。男女比は事務職員を除く教員につきましては男性女性は同数の50%ずつとなったところです。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○吉田教育長 「近年、管理職の候補者数が不足しているようですが、教頭試験を毎年実施できませんか。」

○香河教職員課長 「これまでは校長試験と教頭試験を隔年で実施していました。しかし、おっしゃるように候補者数が減ってきている実情もあります。管理職試験の実施の方法については検討をすすめたいと思います。可能なら今年度の試験から同時の実施も考えたいと思います。」

○森本委員 「10年以上の長期勤務者については、どうなっていますか。」

○香河教職員課長 「10年以上の長期勤務者については解消に努めており、今年度4月時点で小中学校では1.9%、昨年度より0.9ポイント改善している状況でございます。」

○吉田教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、原案どおり承認してよろしいか。」

※各委員一致で承認

○吉田教育長 「報告事項1については承認いたします。」

議 案 及 び 議 事 内 容

報告事項 4 奈良県教育支援委員会委員の委嘱及び任命について

○吉田教育長 「それでは、報告事項 4 『奈良県教育支援委員会委員の委嘱及び任命』について、ご報告をお願いします。」

○深田学校教育課長 「奈良県教育支援委員会委員の委嘱及び任命について、ご報告します。奈良県教育支援委員会規則をご覧ください。奈良県教育支援委員会は、第1条のとおり障害を有する児童及び生徒の障害の状態等を判断し適切な就学支援その他の教育支援を行うために設置しています。4条1項で委員の任期は2年と規定されており、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの任期となっています。委員については、3条に基づき15名の委員を委嘱又は任命いたします。委員の構成は3条2項により、医師、学識経験者、関係教育機関の職員、関係行政機関の職員で構成することとなっております。これらをふまえ、平成30・31年度奈良県教育支援委員会委員を資料のとおり15名としているところです。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○吉田教育長 「ご意見、ご質問が無いようですので、原案どおり承認してよろしいか。」

※各委員一致で承認

○吉田教育長 「報告事項 4 については承認いたします。」

その他報告事項

○吉田教育長 「その他報告事項について、ご報告をお願いします。」

○石井教育研究所副所長 「教育セミナー2018の開催について、ご説明します。カラー印刷のリーフレットをご覧ください。この教育セミナーは教育研究所開設以来毎年開催しており、本年度で26回目となります。本県の教育に関する諸課題の解決を目指し、指導主事、指定研究員等が行いました研究の成果を発表させていただいています。教育関係者や教育に関心のある方に参加いただき、本県の教育を考える機会としています。

本年度は5月25日金曜日に『学びをつなぐ』～『主体的・対話的で深い学び』の実現～をテーマに開催します。

中面をご覧ください。全体会では基調講演として『深い学び』を実現する授業と評価と題して、京都大学大学院教育学研究科の石井英真准教授にご講演をいただく予定です。全体会後の研究発表では、アクティブラーニングの視点からの授業づくり等のプロジェクト研究の成果、青色で着色している部分です。それから、教材・教具の開発等の指定研究員による個人研究の成果、黄色で着色している部分です。これらをご報告させていただきます。また、奈良教育大学大学院研修の研究報告、ピンク色で着色している部分です。これらの他、教科等教育研究会の実践報告につきましては、今年度は小学校特別活動研究会をお願いをしているところです。右下の緑色で着色している部分です。また、館内ロビーではパネル展示のコーナーを設置いたしまして、教育委員会各課室等の取り組みを紹介させていただく予定です。一番下段です。このリーフレット及び参加申込書については、県内すべての学校園所をはじめ、関係機関に配布するとともに、教育研究所のホームページにも掲載させていただきました。また、県民だより奈良5月号『おでかけ

議案及び議事内容

奈良』のコーナーにも掲載する予定です。教育に関心のあるたくさんの方々にご参加いただけるよう、広報活動にも注力して、実りあるイベントになるよう努めていきたいと考えています。教育委員の皆様にも是非ご参加いただき、ご意見等いただければ幸いです。

以上です。」

○吉田教育長 「今年どこに力を入れていますか。」

○石井教育研究所副所長 「昨年に引き続き、アクティブラーニングに力を入れています。昨年は京都大学の溝上先生より、全体的な理念についてご講演いただきました。今年は実際に、それに基づいた授業づくり、特に評価に関わってご講演いただくことになっています。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○吉田教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、原案どおり承認してよろしいか。」

※各委員一致で承認

○吉田教育長 「その他報告事項については承認いたします。」

○吉田教育長 「その他連絡・報告事項はありますか。」

○深田課長 「前回の定例教育委員会で、入学者選抜状況の全体像が分かりにくいというご意見がございました。『平成30年度奈良県公立高等学校入学者選抜状況一覧』をお配りしておりますので、ご参考にさせていただければと思います。

非公開議案

報告事項2 奈良県教科用図書選定審議会委員委嘱（任命）について

報告事項3 奈良県教科用図書選定審議会調査員の任命について

非公開にて審議

○吉田教育長 「それではこれをもちまして、本日の委員会を終了します。」